

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月17日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03076

研究課題名(和文) 中世ドイツの城塞支配権の特質 封建的支配構造との関連を考慮して

研究課題名(英文) Characteristic Nature of the Castle Lordship in Medieval Germany

研究代表者

櫻井 利夫 (Sakurai, Toshio)

金沢大学・人間社会研究域・客員研究員

研究者番号：80170645

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：中世盛期(1100-1250年)ドイツ封建社会の城塞支配権はフランスのシャテルニー(城主支配権)と同質的な支配権であることが、上部バイエルンの貴族ファルケンシュタイン伯の4つの城塞(ノイブルク、ファルケンシュタイン、ハルトマンズベルク、ヘルンシュタイン)を例として史料に即して究明された。つまり、伯は城塞の周囲で、特に高級裁判権(流血裁判権と高級贖罪裁判権)・教会守護権、水車使用強制権等の罰令権力、荘園支配権、城塞守備封臣に対する封主権等、フランスの城主のシャテルニー権力と類似の支配権の権利を行使したことが解明された。この結論は伯の城塞に限らずドイツの城塞に一般化しうることも論証された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

中世城塞の最盛期にも拘わらず伝承された史料が十分とは言えない11-13世紀について、レーエン制の視角から城塞支配権の内部構造を史料に即して究明した本研究は、第一に、ドイツと日本双方の歴史・法制史学界で初めての先駆的試みであり、従来未開拓なままに残されてきた研究課題の解決に道筋をつけたという学術的な意義をもつものと評価される。第二に、本研究は城塞支配権が、11世紀までの荘園支配権と1250年以降の領国の地方行政組織(アムト制)の間に位置する独自の発展段階をなし、歴史の起動力をなしたことも究明したが、この成果はドイツと日本で従来看過されてきた観点であり、無視しえない学問的意義をもつ。

研究成果の概要(英文)：According to historical materials, it was made clear by way of examples of four castles (Neuburg, Falkenstein, Hartmannsberg and Hernstein) which the Counts of Falkenstein of German Upper Bavaria possessed that the castle lordship in the High Middle Ages was the same lordship as the castelry (lordship of the castle) in the history of France. In other words, it was investigated that the Counts of Falkenstein held and exercised in the surrounding territory of those four castles the similar rights and powers to the castelry of French lord of castle, especially compulsory rights and powers, that is the high jurisdiction (blood jurisdiction and high expiating jurisdiction), protective lordship over church and monastery, compulsory power of watermill-use, besides the manorial lordship and the lordship over castle guard etc. It was also demonstrated that this conclusion is to be generalized up to the German castle.

研究分野：西洋法制史

キーワード：中世ドイツ 城塞支配権の内部構造 封建的支配構造 シャテルニー(城主支配権) ファルケンシュタイン伯 罰令権力

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) フランスでは M・ブロック Bloch の影響を受けた G・デュビイ Duby の研究『マコン地方における 11 と 12 世紀の社会 La société au XIe et XIIe siècles dans la région mâconnaise』(1953 年) が公刊されて以来、シャテルニー-châtellenie (城主支配権) の研究が活発化したのに対し、ドイツでは最近、城塞の歴史的・法制史的研究が活発化したにも拘わらず、ドイツの城塞支配権 Burgherrschaft = シャテルニーの研究、特にその性格や内部構造の研究は殆ど皆無と言ってよい状況である。

(2) 日本では、第二次世界大戦後、封建社会の基礎細胞を荘園支配権 Grundherrschaft と見る論者とシャテルニーと見る論者の間で活発な論争が展開され、その過程でドイツのシャテルニーの存在如何という問題が浮彫りとなり、現在も未解決なまま研究上の空隙として残されている。

2. 研究の目的

(1) ドイツの城塞支配権の内部構造や特質を封建社会の全体構造とも関連させつつ究明すると同時に、これを踏まえドイツの城塞支配権はフランスの城主支配権と同質的な歴史的構成体であることを究明することを目的とする。

(2) 以上の研究成果に基づき、荘園支配権 (1100 年まで) 城塞支配権 (1100-1250 年) 領国の地方行政組織 (アムト制 Amtsverfassung) (1250 年以後) という発展系列をなしたことも究明する。換言すると本研究は、城塞支配権は荘園支配権の発展の延長線上にこれを部分的に克服しつつ登場し、同時にさらに領国の地方行政組織 (アムト制) の基礎をなし、歴史を推進する機動力としての役割を果たしたことを究明することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 具体的な検討対象として、1200 年までの中世盛期について現在まで唯一伝承された俗人の荘園領主権の徴税台帳や譲渡帳簿を含む『Codex Falkensteinensis ファルケンシュタイン証書集』を作成した上部バイエルンの貴族ファルケンシュタイン伯が所有する 4 つの城塞 (ノイブルク、ファルケンシュタイン、ハルトマンズベルク、ヘルンシュタイン) を取上げ、これらの城塞の周囲でこの伯が保持した支配権の諸権利の解明を通じて、城塞の内部構造を究明し、併せてこの内部構造がフランスのシャテルニーの内部構造と同質的な性格のものであることを明らかにする。

(2) 史料に基づく分析の対象となる支配権の諸権利は以下のようなものである。

レーエン法上の権利：城主が主君から保有する財産 (受動的レーエン = 知行)、城主が主君として与える財産 (能動的レーエン = 知行)、城主が抱える家臣 城主の兵力 (軍事力)

荘園支配権

罰令権力：教会守護権、裁判権 (高級裁判権、特に流血裁判権)、その他の罰令権力 (水車利用強制権、葡萄酒独占販売権等)

4. 研究成果

(1) 権力基盤に関し、ファルケンシュタイン伯がガイスルバッハ Gaislbach に保持するハントゲマール Handgemal (家系の世襲財産) が貴族権力の可視的な象徴をなし、レーエン制的支配権、裁判支配権、荘園支配権、教会支配権等、この家系の多種多様な種類の支配権的権利を、城塞を中核とする統一体に纏める基礎を構成した。

(2) 受動的レーエンに関し、この伯はヴェルフェン家、オーストリア大公、バイエルンの宮中

伯、パッサウ・ザルツブルク・フライジングの各司教等合計 20 名の主君から合計 2,600 マンス mansus という膨大な面積のレーエン財産を保有した。このレーエン財産は伯の支配権の基盤を構成した。次に、能動的レーエンに関し、伯ジボトー4世は少なくとも 27 名という多数の家臣へのレーエンの授封を通じて、人格的な勤務（主に軍役と主邸参向）を受領すると同時に、彼らが構成するレーエン制的軍隊を自身の軍事力の基礎とした。第二に、城塞守備封臣に関し、ノイブルク城塞に 15 名、ファルケンシュタイン城塞に 1 名居住したことが史料上確認される。しかしこのファルケンシュタインに加えて、ハルトマンズベルクとヘルンシュタインの各城塞についてもノイブルク城塞と同様、5~10 名の城臣の存在が推定される。また城塞守備城臣の多くは家人であったと推定される。これらの封臣と城塞守備封臣が伯の支配権力と政治的権勢を支える軍事力を構成した。

(3) 伯の 4 つの城塞支配権を構成した要素ないし内容

ノイブルク城塞：この城塞を中核とする領域は、管区の最高の行政官吏 procurator〔フォークト＝代理人〕により管理される procuratio〔フォークト＝代理人管区〕、generale concilium〔ラント裁判区〕、provincia〔ラント裁判区〕、cometia〔グラーフシャフト〕、officium〔アムト〕、urbs〔シャテルニー＝城主支配領域〕と呼ばれた。ファルケンシュタイン伯はこの管区において 13 の村落で 21 以上の荘園支配権、水車利用強制権、アルメンデ Allmende（入会地）利用権、さらに 5 つの教会の教会領に属する 51 以上の村落に対する守護権（フォークタイ Vogtei）を行使した。これらの教会領に対するフォークタイ裁判権は流血裁判権と高級贖罪裁判権の二元主義的性格をもつ高級裁判権であった。

ファルケンシュタイン城塞：この城塞を中核とする支配区は officium〔アムト〕、prepositura〔伯代理管区〕、urbs〔シャテルニー＝城主支配領域〕、cometia(comicia)〔グラーフシャフト〕と呼ばれた。この支配区で、伯は城塞の周囲に位置する 4 つの村落で 9 つの荘園とその他 44 村落にある 64 の所領に対し荘園支配権を行使した。さらに、伯はこれらの荘園と所領の枠組を超えて、4 つの教会とその教会領に対し守護権（フォークタイ）を行使した。このフォークタイ所領に対するフォークタイ裁判権はやはり高級裁判権（流血裁判権と高級贖罪裁判権）であった。

ハルトマンズベルク城塞：この城塞を中核とする支配区もまた officium〔アムト〕、prepositura〔伯代理管区〕、urbs〔シャテルニー＝城主支配領域〕、cometia(comicia)〔グラーフシャフト〕と呼ばれた。この支配区では、6 つの村落に位置する 10 箇所の荘園と 26 か村に散在する所領に対する荘園支配権、その他水車、森林、釣り場に対する経済的罰令権を行使した。さらに、伯はオーピング Obing の市場領主としての地位に基づき市場開設権やポリツァイ権力 Polizeigewalt（＝秩序や治安を維持する権力）たる度量衡監督権等の保護権力を行使した。教会守護権（フォークタイ権力）に関し、伯はザルツブルク大司教の所領では 18 か村に対するフォークタイ、及びヘルンキームゼー修道院領に属する 105 か村という著しく多数の村落に対するフォークタイ権力を保持し、フォークタイの保護権力、フォークタイ裁判権、フォークタイ従属民の離婚強制権を行使し、フォークタイ税としてカラス麦を徴収した。このフォークタイ裁判権はその他の城塞管区におけると同様に、流血裁判権と高級贖罪裁判権の二元主義的性格を内容とする高級裁判権であった。

ヘルンシュタイン城塞：この城塞を中核とする伯の支配区もまたその他の城塞支配区＝シャテルニーと同様に、officium/Amt〔アムト〕、prepositura/Propstei〔伯代理管区〕、urbs〔シャテルニー＝城主支配領域〕、cometia(comicia)〔グラーフシャフト〕と呼ばれた。ただし、こ

の城塞支配区はそのほかに、terra〔支配領域〕と dominium〔支配領域〕の呼称で呼ばれることがあった。terra と dominium の用語もまた、裁判区 = グラーフシャフト = アムト = 城塞区を意味した。そもそも dominium の用語自体が comitia (comicia) の用語と同様に裁判権の意味を含んでいた。伯はこの城塞支配区において、オーストリア大公からレーエン（知行）として授封された流血裁判権と高級贖罪裁判権の二元主義的な性格をもつ高級裁判権 = ラント裁判権を行使した。なおこの支配区ではファルケンシュタイン伯の教会守護権は史料上検出されないために、伯のフォークタイ権力やフォークタイ裁判権は問題にならない。その他、伯は軍役免除税、オーストリア大公の城塞で提供されるべき城塞夫役の免除税を大公のレーエン（知行）として保有した。この二つの権利は伯の荘園の従属農民を超えてその他の農民に対しても行使される罰令権である。このように、ヘルンシュタイン城塞の支配区において、伯は軍役免除税、城塞夫役免除税の徴収権、高級裁判権 = ラント裁判権高級裁判権といふいずれも伯自身の従属農民以外にこれを超えて行使される罰令権力を行使した。伯がこの城塞支配区で保持した荘園は 8 つの村落で 12 箇所以上、その他 17 の村落でマンスス等と呼ばれた所領が 19 である。さらに伯は水車利用強制権、森林罰令権を保持した。

伯は以上 4 つの城塞支配区において流血裁判権と高級贖罪裁判権の二元主義的な性格をもつ高級裁判権 = ラント裁判権を行使したことも確認される。

(4) 伯はその他の貴族支配権を購入や質入の平和的方法に基づく取得を通じて、城塞支配権の一体性の確保と強化を目指した行動が観察される。この行動は、ほかでもなく城塞の周囲に城主たる伯の支配権ないし支配領域、換言すれば城塞支配権が横たわっていることを、側面から物語るものである。

(5) 結論的に、伯が城塞周囲の領域において自身の荘園とその従属農民に対する荘園支配権及び高級裁判権 = ラント裁判権のほかに、教会守護権に基づき教会領に対しても高級裁判権 = ラント裁判権、水車利用強制権等の罰令権力 Bannherrschaft を行使しており、かくして伯が城塞周囲の領域において行使した支配権は、城塞を表わす urbs の用語が同時に城塞支配権 = シヤテルニーの意味を含むこととも相俟って、フランス型の城主支配権つまりシヤテルニーとして捉えられなければならない。この研究成果は従来半世紀以上もの長い間ドイツ、日本の歴史 = 法制史学界で研究を要請されながら未解明なままに残されたドイツ封建社会の把握に係わる根本的な問題に関する無視しえない視点である。

(6) 11 世紀以降に始まるこの城塞支配権形成の過程は、同じく 11 世紀以降に始まる荘園制の構造転換、つまり領主直営地型荘園制 Betriebsgrundherrschaft から地代荘園制 Rentengrundherrschaft (= 純粋荘園制 reine Gr.) への転換の過程と重なる。城塞を中核とし procurator・prepositus が管理するグラーフシャフト = アムト (officium、procuratio、prepositura) 制の形成、ないし城塞支配権 = シヤテルニーの形成は、荘園領主 = 城主たる伯が荘園制の構造転換に対処するために実行した領主直営地型荘園制の地代荘園制への転換、つまり荘園制の再編成、城塞アムト制の形成という意味をもつものにほかならない。

(7) 城塞支配権 = シヤテルニーの形成を惹起した要因は、概括的に 社会経済的要因、特に都市貨幣経済の復活、 領主 = 城主の荘園管理役人（荘司）の台頭、 農民の地位の向上と並び賦役労働に対する荘園従属農民の嫌悪感の増大と、 複雑な法的経済的構造をもつ領主直営地型荘園の経営に要する経費削減、 領主 = 城主たる伯自身のイニシアティブである。

(8) 伯により形成されたシヤテルニー = 城塞支配権は、数多存在したシヤテルニー = 城塞支配権のごく一例として捉えるのが当を得ている。

(9) 上記(6)の過程は、発展史的に見て、支配の中心が直営地型荘園制下の領主館からシヤテル

ニー＝城塞支配権の中核たる城塞に移動したことを意味する。他方では、中世後期（1250年）以降、しばしば市場ないし都市と並び城塞が領域権力たるランデスヘルシャフト（領邦支配権）の地方行政組織（アムト制）の中心となったことが文献において指摘されている。これを踏まえるならば、一般的に、直営地型荘園制 シャテルニー制＝城塞支配制 ランデスヘルシャフトの地方行政組織（アムト制）という発展線を描くことができる。確かに、ファルケンシュタイン伯は中世後期 1260 年頃に断絶したために、ランデスヘル（領邦君主）に上昇しつつ独自のラントのアムト組織を構築することは叶わなかった。しかし、事実としてノイブルク、ファルケンシュタイン、ハルトマンズベルクの各城塞の城塞支配権＝シャテルニーの一部は 1260 年頃バイエルン大公に、ヘルンシュタイン城塞の城塞支配権＝シャテルニーは 1380 年オーストリア大公に継承され、いずれも形を変えてこの両大公の領国のアムトとして存続しその基礎を構成したことが明らかにされている。結論的に、上記の発展線を否定することは困難であるといわなければならない。

<引用文献>

櫻井利夫、(補論)中世盛期バイエルンの貴族ファルケンシュタイン伯の城塞支配権
領域支配権の視角から、金沢法学、61巻2号、2019、59-62
櫻井利夫、信山社、ドイツ封建社会の城塞支配権、2017、193-212

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

櫻井利夫、(補論)中世盛期バイエルンの貴族ファルケンシュタイン伯の城塞支配権 領域
支配権の視角から、金沢法学、査読なし、61巻2号、2019、59-10
URL：<http://law.w3.kanazawa-u.ac.jp/home/homelinkstaff/homekanazawahogaku>

〔図書〕(計1件)

櫻井利夫、信山社、ドイツ封建社会の城塞支配権、2017、350

〔その他〕

ホームページ等

金沢大学地域連携推進センターホームページ 公開 {e} 講座、2017

講師、櫻井利夫、中世ドイツの城塞支配権 ファルケンシュタイン伯を例として

URL：<https://open-learning.crc.kanazawa-u.ac.jp/open-e-course/>

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。